

# new! 山梨市 4/1~ 妊活応援事業

令和4年4月1日から妊活応援事業が始まりました。  
これは、子どもを望むご夫婦を支援するために平成20年から実施してきた不妊治療費助成制度を拡充するもので、不妊治療費の助成を上限30万円までに拡大し、新たに不妊検査費、不育症治療・検査費の助成が加わりました。



項目	3/31 まで	4/1 から		
	不妊治療費助成事業	妊活応援事業		
対象となる治療等	令和4年3月31日以前の不妊治療	令和4年4月1日以降の不妊治療、不育症治療、不妊症・不育症検査  ※山梨市民になって1年を経過した以降の治療等が対象です。		
助成額	自己負担額の2分の1の額（住民税非課税世帯および所得割非課税世帯については3分の2の額）とし、15万円が上限		助成内容ごとの自己負担額を助成。助成限度額は区分ごと、以下のとおり	
	区分	助成限度額(年額)	区分	助成限度額(年額)
	不妊治療	15万円	不妊治療	30万円
	不育症治療	なし	不育症治療	15万円
	不妊症・不育症検査	なし	不妊症・不育症検査	5万円
助成回数	1年度につき1回とし、通算7年間	助成回数の上限を撤廃。区分ごと各年額の上限に達するまで、こまめに申請することも可能		
婚姻関係	法律婚のみ	法律婚、事実婚両方対象		
申請期限	申請する年度およびその前年度、前々年度に行った治療の申請を受け付け	治療を行った日の属する年度の翌年度末まで		

☎健康増進課健康支援担当 内線1167～1170

令和4年4月22日発行（通巻207号）

発行/山梨市  
〒405-8501 山梨県山梨市小原西843  
☎0553-1111（代表） ☎0553-2800

編集/政策秘書課広報担当  
■URL <https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp>  
■e-mail [info@city.yamanashi.lg.jp](mailto:info@city.yamanashi.lg.jp)

